

議案第179号

川崎市余熱利用市民施設の指定管理者の指定について

指定管理者を次のとおり指定する。

平成25年11月29日提出

川崎市長 福田 紀彦

| 管理を行わせる<br>公の施設の名称<br>及び所在地                   | 指 定 管 理 者                 |  | 指 定 期 間                             |
|---|---------------------------|--|-------------------------------------|
|   | 住 所                       | 名称及び代表者名   |                                     |
| 川崎市堤根余熱<br>利用市民施設<br><br>川崎市川崎区堤<br>根73番地1    | 東京都渋谷区<br>道玄坂一丁目<br>21番2号 | 東急スポーツオアシス・東急コ<br>ミュニティー共同事業体<br><br>代表者<br>株式会社東急スポーツオアシス<br>代表取締役社長 平塚 秀昭<br><br>構成員<br>株式会社東急コミュニティー<br>代表取締役社長 中村 元宣 | 平成26年4月1日<br>から<br>平成31年3月31日<br>まで |
| 川崎市王禅寺余<br>熱利用市民施設<br><br>川崎市麻生区王<br>禅寺1321番地 | 同                         | 同  | 同                                   |

## 参考資料

### 東急スポーツオアシス・東急コミュニティー共同事業体の概要

|      |  |
|------|--|
| 代表者  | 株式会社東急スポーツオアシス   |
| 設立   | 昭和60年10月24日  |
| 資本の額 | 1億円  |
| 従業員数 | 282人   |
| 目的   | 次の事業等を営むことを目的とする。<br><br>(1) アスレチック施設・プール・テニスコート・ゴルフ練習場等のスポーツ施設及び温浴施設並びに宿泊施設の経営及び受託<br><br>(2) 上記施設内での次の事業の経営及び受託<br>ア 喫茶店・レストランの経営<br>イ スポーツ用品店の経営<br>ウ サウナ風呂及びマッサージ業務営業所の経営<br>エ 酒・煙草の販売<br>オ 食料品・健康器具及び健康に関する書籍の販売<br><br>(3) 前各号に関する調査・研究・企画等のコンサルティング業務<br><br>(4) 一般旅行業<br><br>(5) 前各号に付帯関連する一切の業務 |
| 事業実績 | 東急スポーツオアシスフィットネスクラブ30施設の運営業務   |
| 構成員  | 株式会社東急コミュニティー  |
| 設立   | 昭和45年4月8日  |
| 資本の額 | 16億5,380万円   |

従業員数 7, 004人

目的 次の事業等を営むことを目的とする。

- (1) 土地建物の管理、賃貸、売買、仲介及びマンション管理業
- (2) 家具、家庭用電気製品、電気照明器具、室内装飾用品、消火器具、食料品、衣料品、書籍、事務用品、日用雑貨等の販売及び斡旋
- (3) その他

事業実績 (1) 神奈川県立武道館運営業務及び維持管理業務

- (2) 厚木市荻野運動公園維持管理業務